

養父市 有機農業実施計画

1. 市区町村

養父市

2. 計画対象期間

令和8年度～令和12年度

3. 有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

養父市は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、山岳高原地帯等の豊かな自然を有している。ブランド和牛「但馬牛」等の牛ふんから作られる良質な堆肥を用いた土づくりを軸として、大屋地域を中心に有機農業が盛んに行われている。

令和6年度末時点で、有機農業（※1）に取り組んでいる実経営体数は34経営体で、取組面積は32haである。そのうち有機JAS認証を19経営体が取得しており、認証圃場面積は22haで市内耕地面積（1,420ha）の約1.5%となっている。養父市における主な有機農業として以下の取組が挙げられる。

①おおや高原有機野菜

おおや高原は養父市大屋町の北部に位置し、「兵庫県営農地開発事業」により1978（昭和53）年から10年をかけて造成された高原農地で、標高500～700mの準高冷地に位置している。ここに1997（平成9）年「おおや高原有機野菜部会」を組織し、市、JA、シルバー人材センターが連携し、新規就農者を受け入れながら、産地を運営している。設立以来、コープこうべへの契約出荷となっており、現在8名の農業者が、雨除ハウス栽培によるハウレンソウを主体とした軟弱野菜等の有機栽培を行っている。冬期は積雪のため営農期間は4～12月であり、生産者は大屋全域から高原に通う「通勤農業」を行っている。

②市民の学びの場

おおや有機農業の学校では、家庭菜園においても「保田ぼかし」を使った有機農業に取り組み、健康と生きがいのあるまちづくりを進めるため、2011（平成23）年4月に開校。有機農業の第一人者である保田茂氏や西村いつき氏等の講義を座学や実習で学ぶ。令和6年度末で延べ543人の卒業生を輩出している。また、おおや有機農業の学校の卒業生が中心となり、大谷校区協議会でも有機農業を学ぶ機会が開催される等、活動が拡大している。

③水稲作物の有機化

水稲においては、コウノトリとの共生を図るため環境に配慮したコウノトリ育む農法や、アイガモ農法による生産活動を一部の地域や農業者が実践している。

④但馬有機の会

養父市では有機農業を目指す新規就農者の割合が高く、既存の農産物以外でも新たな品目への挑戦や販路開拓を行っている。令和元年には、有機農業を実践する新規就農者の有志が共同出荷する「但馬有機の会」が発足しており、主にピーマンやナスを大手企業に出荷している。

⑤学校給食の有機農産物活用

環境へ配慮した農業の重要性や地域の食文化等を子どもたちへ伝えるため、新規就農者や子育て世代の方が中心となって有機農産物を学校給食で活用を求める気運が高まり、令和4年度に「Earth Family 農と食（令和7年2月、NPO 法人 EarthFamily 農と食と教育を設立）」が発足し、学校給食センターに有機野菜等を出荷している。学校給食センターにおける有機野菜使用率は重量ベースで令和5年度 4%から令和6年度 6.1%と向上しつつある。

また米については、養父市内のみで生産される特別栽培（※2）の蛇紋岩米（じゃもんがんまい）を月に1回、令和5年12月より学校給食で提供している。

⑥耕畜連携による優良堆肥の地域内循環

養父市では「有機の里づくり」を目指して、市が有する養父市おおや堆肥センターで完熟堆肥「おおや有機」を生産し、耕種農家へ販売している。この「おおや有機」は、平成26年より「兵庫県堆きゅう肥共励会」にて大家畜部門の最優秀賞を計7回受賞する等、優良な有機質資材として、主に市内の有機 JAS 認証取得者や、環境意識の高い農業者に利用されている。こうした優良な有機質資材の生産や供給の取組は、養父市の有機農業の推進における強みとして重要な要素となっている。

※1 有機農業の定義：本計画における「有機農業」とは、「有機農業推進法（平成18年（2006年））の取組水準（①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、②遺伝子組換え技術を使用しない、③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法を用いて行われる農業のこと）に基づいたもの」と定義する。

※2 特別栽培とは、その地域で通常行われている栽培方法に比べ、化学合成農薬と化学肥料を50%以上減らして育てた農産物のこと。農林水産省の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づき、農薬・肥料を節減し環境に配慮した、安全性の高い安心な野菜や米（特別栽培米）を指す。

イ 5年後に目指す目標

①有機農業の面積拡大（※3）

令和6年度 32ha ⇒ 令和12年度 52ha

②有機農業に取り組む農業者数（※4）

令和6年度 34人 ⇒ 令和12年度 40人

※3 有機農業面積については、環境保全型農業直接支払交付金（有機農業）の実績や有機JAS認証内容及び農業者への聞き取り等により、市が把握する当該年度の取組実績のある面積（小数点以下四捨五入）とする。

※4 有機農業者数については、環境保全型農業直接支払交付金（有機農業）の交付者や有機JAS認証取得者、その他有機農業推進法の取組水準にある取組を行う農業者について、市が把握する当該年度末時点の人数とする。

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

・有機農業の栽培・経営技術等を学ぶ研修会を開催

環境保全型農業に取り組む方を中心とした農業者向けに、有機農業の栽培技術や経営に関する知識の習得を目的にした研修会を開催し、有機農業に関する正しい知識の普及と理解の醸成を図ると共に、有機農業への転換を促進する。

・新規就農希望者の受け入れ環境の整備

「おおや高原有機野菜部会」や「但馬有機の会」については、兵庫県の新規就農研修機関として認証を受けており、有機農業での新規就農者の確保に向けた研修の受け入れ体制が整備されている。

また、研修後の独立等に向け、農地確保のための地域との調整や、その他支援制度等の情報提供を行いサポートする。

・地域の農業者との交流機会を創出

有機農業に限らず、地域の農業者間の意見交換や懇話会を開催し、農業者同士の情報共有、協力体制の強化を図る。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

・学校給食の有機農産物活用拡大

共同出荷による効率化を図るとともに、オペレーションコスト削減のためのシステム導入支援等により、体制強化を図る。また、こどもたちへの食育を通じて、有機農業や地域環境への理解を促進する。

・有機農産物の消費を促進する講演会等の開催

市内の消費者や実需者を対象に、環境や食糧問題、食の安全等をテーマにした講演会や学習会を開催し、有機農業の価値と重要性の共通理解を深め、養父市産有機農産物の消費を促進する。

・販売促進、販路開拓支援

市内の直売所や小売店等と連携して有機農産物の特設コーナー設置や有機農産物の販売を含めたイベントの開催等により有機農産物の販売促進を図る。

・他業種、地域外の行政との連携

有機農産物を活用した加工品開発や飲食メニューの提供等を推進することで、市民をはじめ観光等で養父市を訪れる人にも有機農業の取組をPRする。

伊丹市と連携し、伊丹市の中学校給食において養父市の有機野菜を導入、いたみおーがにつく市に出店、また、伊丹市天王寺川中学校で養父市の生産者が講話を行い、有機農業のPR及び消費促進につなげる。

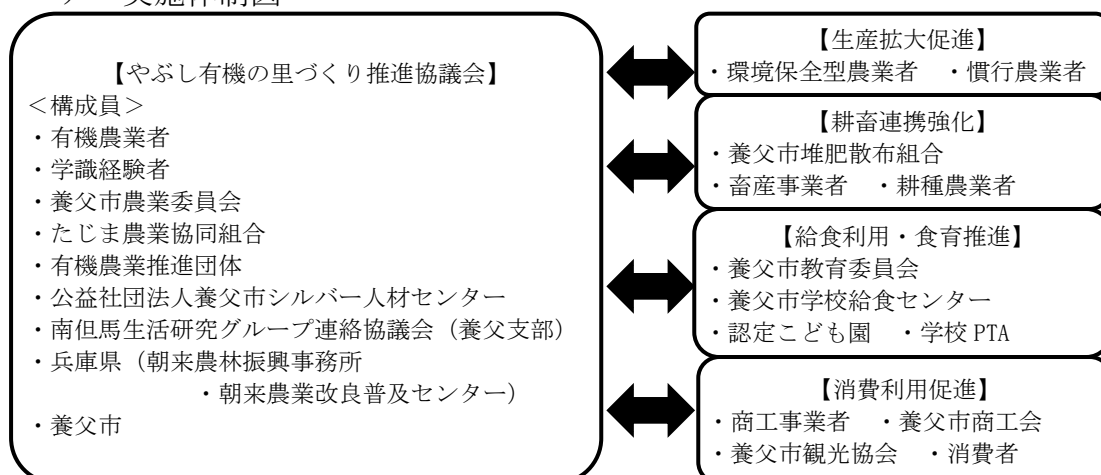
市産有機農産物の知名度向上のため、市外で開催されるオーガニック EXPO等の商談会や直売会への出店、有機農業の体験ツアーを実施し地域外の事業者とのつながりを強化するなど、流通をより活発にしていく。

・情報発信

生産者、実需者、消費者の取組を市広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を利用し情報発信する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- 養父市
 - 有機農業実施計画達成に向けた支援施策の展開及び進捗状況の調査・管理等
 - やぶし有機の里づくり推進協議会運営の事務

- 学識経験者
 - 生産や消費に関する外部の状況調査
 - 養父市の有機農業に適した品目や栽培方法の調査、研究等

- 有機農業者
 - 養父市における有機農業の実態に関する情報提供
 - 有機農業の取組拡大、普及に係る支援

- 商工事業者
 - 有機農産物を使用した新たな加工品開発、飲食メニューにおける活用等

- たじま農業協同組合
 - 主要農産物や特産農産物の有機化及び慣行農業者の有機転換の促進等

- 兵庫県（朝来農林振興事務所・朝来農業改良普及センター）
 - 有機農業実施計画の達成に向けた支援施策の展開
 - 有機農業者や有機転換を目指す農業者の経営支援等

- 関係者全般
 - 有機農業の普及推進に向けた取組の情報を発信

6. 資金計画

単位：千円

区分	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
1. 生産段階の取組 ・研修会等の開催 ・新規就農者支援 ・農業者間交流機会創出 ほか	5,076	3,976	2,976	2,976	2,976
2. 流通、加工、消費の取組 ・学校給食の有機農産物活用 ・消費促進を図る講演会等の開催 ・販売促進、販路開拓支援 ・他業種との連携 ・情報発信 ほか	4,419	1,022	1,022	1,022	1,022
合計	9,495	4,998	3,998	3,998	3,998

※資金計画については、毎年度の予算手続きを経て正式に決定する。

※令和8年度については、国事業を継続して活用する予定。

7. 本事業以外の関連事業の概要

- ・有機農業を中心とした環境負荷低減農業全般を推進するため「人と環境にやさしい農業ビジョン」を令和5年度に策定し、環境に配慮した農業と消費活動を行うまちを目指す。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

- ・有機野菜産地であるおおや高原が、兵庫県の「環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画」の特定区域に設定されているが、近年、有機農業の取組が市内全域に広がっていることから、令和8年4月、特定区域の範囲を市内全域に変更する予定である。

9. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

- ・有機農業実施計画期間中は、有機農業の取組に関する調査を毎年行い、人数や面積を集計する。
- ・有機農業に関するフォーラムを開催し、市民に広く有機農業を学ぶ機会を創出するとともに、有機農業拡大に向けた取組に関する成果を周知する。